

総行公第127号
令和5年12月7日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局長

】 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
(公 印 省 略)

「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」及び「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」の施行等の周知について（通知）

労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第39号。以下「労基則等改正省令」という。）が本年3月30日に、職業安定法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第89号。以下「安定則改正省令」という。）が同年6月28日に、それぞれ公布されました。

これに伴い、厚生労働省から各都道府県労働局へ各省令の改正内容等について通知されるとともに、今般、労基則等改正省令における「労働契約関係の明確化等」に関する具体的な取扱いが示されました（別添1及び別添2）。

これらの内容のうち、地方公務員に関する留意点は下記のとおりですので、その運用等に当たっては、これらに十分留意し、適切に対応されるようお願いいたします。

また、各都道府県においては、市区町村等に対してもこの旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技

術的助言)に基づくものです。

【添付書類】

- 別添 1 「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について（無期転換ルール・労働契約関係の明確化等）」令和 5 年 10 月 12 日基発 1012 第 2 号厚生労働省労働基準局長通知
- 別添 2 「「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」の公布について」令和 5 年 6 月 28 日職発 0628 第 1 号厚生労働省職業安定局長通知
- 別添 3 厚生労働省パンフレット「2024 年 4 月から労働条件明示のルールが変わります」

記

1 労基則等改正省令について

- 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号。以下「労基則」という。）の一部改正（別紙及び別紙（参考資料））

労働条件明示事項の追加（就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲）（労基則第 5 条第 1 項第 1 号の 3 関係）

- ① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 15 条第 1 項前段の規定に基づいて明示しなければならない労働条件に、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を追加したものであること。
- ② 「就業の場所及び従事すべき業務」とは、労働者が通常就業することが想定されている就業の場所及び労働者が通常従事することが想定されている業務をいい、配置転換及び在籍型出向が命じられた場合の当該配置転換及び在籍型出向先の場所及び業務が含まれるが、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含まれないものであること。
- ③ 「変更の範囲」とは、今後の見込みも含め、当該労働契約の期間中における就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲をいうものであること。
- ④ 労働者がテレワークを行うことが通常想定されている場合には、テレワークを行う場所が就業の場所の変更の範囲に含まれるが、労働者がテレワーク

を行うことが通常想定されていない場合には、一時的にテレワークを行う場所はこれに含まれないものであること。

- ⑤ 就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲は、有期労働契約を含む全ての労働契約の締結の際に明示する必要があるものであること。

2 安定則改正省令について

- 職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）の一部改正（別紙 2）

労働者の募集等における労働条件明示事項の追加（安定則第 4 条の 2 第 3 項関係）

- ・労働者の募集を行う場合等において、求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、労基則と同様に、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を追加する。

3 適用関係

（1）労基則等改正省令関係

地方公務員については、労基法第 15 条の規定が適用されるため、労働条件の明示が必要になりますので、適切に対応されるようお願いいたします。

（2）安定則改正省令関係

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 5 条の 3 の規定により、労働者の募集を行う者は、労働条件等の明示を行う必要があるところ、一般職の地方公務員の採用については地方公務員法に基づく手続の規定が適用されるため、職業安定法第 5 条の 3 の規定は適用されませんが、職員の募集を行う際は、求職者等への適切な配慮等の観点から、同条の趣旨についても十分に留意されるようお願いいたします。

4 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

以上

連絡先	総務省自治行政局公務員部公務員課 公務員第四係
電話	03-5253-5544（直通）